

施工計画書作成上の留意点

受注者は、施工計画書に次の事項について記載することとし、総合評価における技術提案の内容についても反映するものとする。

(1) 工事概要

工事の概要及び内容を記載する。

工事内容は、設計図書の工事数量総括表の写しでもよい。

(2) 計画工程表

工事内容が掌握できるよう工種別に分類し、曲線式工程表、ネットワーク、バーチャート等で記載するものとする。

(3) 現場組織表

現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載し、監理（主任）技術者、監理技術者補佐、担当技術者、登録基幹技能者、専門技術者、品質証明員を置く工事については氏名等を記載する。

また、現場代理人については、夜間、休日等の緊急連絡先を記載する。

(4) 指定機械

工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械（低騒音、低振動、排ガス規制等）について、機種、形式、台数、使用工種等を記載する。

(5) 主要船舶・機械

工事に使用する船舶・機械で、設計図書で指定されている機械以外の主要なものを記載する。

(6) 主要資材

工事に使用する指定材料及び主要資材について、資材の名称、規格、製造会社名、納入会社名等を記載する。ただし、特記事項1-1-1-45県内産資材の使用に基づき、使用材料全てについて作成する。

(7) 施工方法

施工方法は、次の内容を記載する。

「主要な工種」毎の作業フローを記載し、各作業段階における以下の事項について記述する。

1) 準備として工事に使用する基準点や地下埋設物、地上障害物に関する防護方法等について記載する。

2) 施工実施上の留意事項及び施工方法

工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況等）や主要な工種の施工実施時期（降雨時期、出水、渇水時期等）を踏まえて、施工実施上の

留意事項及び施工方法の要点、制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護等）、関係機関との調整事項について記載する。

3) 該当工事における使用予定機械を記載する。

4) その他

工事全体に共通する仮設備の構造、配慮計画等について具体的に記載する。

その他、間接的設備として仮設建物、材料の保管方法、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路（仮設道路、仮橋、現道補修等）、仮排水、安全管理（工事標示板、安全看板等）等について記載する。

(8) 施工管理計画

施工管理計画については、設計図書（土木工事施工管理基準、土木工事写真管理基準）等に基づき、その管理方法について記載する。

1) 工程管理

ネットワーク、バーチャート等の管理方法のうち、何を使用し管理するか記載する。

2) 出来形管理、品質管理計画

「土木工事施工管理基準」等により下記に留意して記載する。

また、該当工種がないものについては、あらかじめ監督職員と協議して定める。

(留意点)

- ① 必要な工種、管理項目、試験項目が記載されているか。
- ② 「土木工事施工管理基準」からの単なる転記でなく、施工規模等に見合った具体的な内容となっているか。
- ③ 施工規模に見合った出来形の測定箇所、頻度、測定方法となっているか。
- ④ 不可視部分の出来形管理方法は検討されているか。
- ⑤ 施工規模に見合った品質管理の試験方法、試験回数となっているか。
- ⑥ 社内管理基準を設定する場合に当たっては、下記を参考にすること。

(参考) 社内管理基準の設定について

- ・ 出来形管理について、必要に応じ、規格値が定められていない項目についても適切に規格値を設定する。
- ・ 社内管理基準値が現場の出来形管理及び品質管理に有効に機能するように設定する。設定に余裕がありすぎると、有効に機能しない可能性がある。
- ・ 社内管理基準値が達成できなかった時の対応を明確に記述する。
 - 工種、種別により対策が違う
 - 原因の究明と対策は
 - 対策のフィードバック

3) 写真管理計画

「土木工事写真管理基準」等により下記に留意して記載する。

(留意事項)

- ① 撮影項目、撮影頻度が工事内容により不適切な場合は、監督職員との協議により追加・削除するものとする。
- ② 不可視となる出来形部分については、出来形寸法が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- ③ 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等を添付する。
- ④ 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督職員と協議して取り扱いを定めるものとする。

(9) 段階確認

1) 段階確認

契約図書及び別途監督職員より指示された段階確認項目についての計画を記載する。

2) 品質証明（社内検査）

「島根県公共工事品質証明実施要領（案）」に定める品質証明を必要とする工事の場合は、工事全般にわたる品質証明の実施内容、実施時期（品質証明計画）を記載する。

品質証明を必要としない工事においては、「土木工事施工管理基準」等を参照し、出来形、品質等について、社内検査の計画を記載する。

(10) 安全管理

安全管理組織、工事現場内の諸設備の点検整備、火薬類の取り扱いと発破作業の事故防止、地下埋設物・架空線等の破損防止対策、第三者の事故防止等の安全管理に必要なそれぞれの責任者や安全管理についての活動方針について記載する。

また、事故発生時における関係機関や救急病院等の連絡先についても記載する。

(11) 安全・訓練の活動計画

毎月行う安全教育・訓練の内容を記載する。

(12) 緊急時の体制及び対応

大雨・強風等の異常気象又は地震、水質事故、工事事象などが発生した場合に対応した組織体制及び連絡系統図を記載する。

連絡系統図には、夜間、休日における関係機関への連絡先も記入する。

(13) 交通管理

工事に伴う交通処理及び交通対策について共通仕様書第1編1-1-32（交通管理）により具体的に記載する。

迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通整理員等の配置について記載する。

また、具体的な保安施設配置計画（道路工事等保安施設記録簿等）、出入口対策、主要材料の搬入・搬出経路、積載超過運搬防止対策等についても記載する。

（１４）環境対策

工事現場地域の生活環境の保全、円滑な工事施工を図ることを目的として、環境保全対策の関係法令に準拠して次のような項目の対策計画を記載する。

- １）騒音、振動対策
- ２）水質汚濁、内水面漁業者等との協議
- ３）ゴミ、ほこりの処理
- ４）事業損失防止対策（家屋調査・地下水観測等）
- ５）自然保護、貴重動植物に関する対策
- ６）その他

（１５）現場作業環境の整備

現場及び事務所等の環境整備計画、工事看板、標示板、仮囲い等の仮設に係る美装化、立入り防止方法等について記載する。

（１６）再生資源の利用の促進及び建設副産物の適正処理方法

設計図書及び再生資源利用の促進に関する法律に基づき、次のような計画書を作成する。

- １）再生資源利用計画書
- ２）再生資源利用促進計画書
- ３）建設廃棄物処理計画書
- ４）建設発生木材運搬処理計画書（建設発生木材の運搬処理が必要な場合）
- ５）建設汚泥再生利用計画書（建設汚泥を自ら利用する工事）
- ６）環境部局との協議書の写し（建設廃棄物処理で、環境部局と協議した場合）

（１７）現場環境改善の実施内容

特記仕様書で「現場環境改善の実施内容」を規定した工事を対象とし、取り組み内容を記載する。

（１８）その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

- １）特記仕様書に明示した事項についての対応
- ２）官公署への手続き、地元への周知
- ３）薬液注入工事は、詳細な施工計画書を提出する。
- ４）工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施計画
- ５）休日
- ６）総合評価に提案事項に関する実施計画